

本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称の  
追加及び削除について

議長または委員長は、本会議または委員会において説明員（執行部）の発言を許可する際、役職名により指名するが、会議の円滑な進行のため、文字数が多く指名しづらい職名（以下記載分）について略称を用いることが出来ることとするもの。

また、説明員が自身の職名を発言する際についても同様とする。

ただし、会議録には略称ではなく正式な職名を記載する。

○略称を用いる職名とその略称

- ・漢字 10 文字前後で指名しづらいもの

職 名	略 称	備考
都市施設整備推進室長	都市整備室長	追加
都市施設整備推進室副室長	都市整備副室長	追加
地域拠点施設整備室長 (市民協働部長)	地域整備室長	追加
体育施設再編整備室長 (健幸・スポーツ課長補佐)	体育整備室長	追加
地域拠点施設整備室主幹	地域整備主幹	追加
待機児童対策担当次長	待機児童次長	追加
学校施設整備推進室長(教育部長)	学校整備室長	現行どおり
学校施設整備推進室主幹	学校整備主幹	現行どおり
選挙管理委員会事務局長	選管事務局長	現行どおり
地域連携都市政策室長	地域連携室長	削除
地域連携都市政策室事業担当主幹	地域連携室事業主幹	削除
行財政改革推進課長	行革課長	削除
経済施設等対策室主幹	経済施設等主幹	削除
商工観光施設担当主幹	商工観光施設主幹	削除
体育施設再編整備室主幹	体育施設主幹	削除